

F D委員会規程（大学）

（趣旨）

第1条 この規程は、九州産業大学の学部及び大学院の教育改善・質向上を図ることを目的として設置するF D（ファカルティ・ディベロップメント）委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の推進を図ることを任務とする。

- (1) 授業及び研究指導改善のための基本方針の策定に関する事項
- (2) 研修会及び講習会の開催に関する事項
- (3) 教員の授業及び研究指導の内容・方法についての相互研鑽に関する事項
- (4) 学生による授業及び研究指導の評価に関する事項
- (5) 学生の学力育成と能力向上に関する事項
- (6) 学部間、学科間及び研究科間、専攻間の履修制度の整備及び授業科目の開発・支援に関する事項
- (7) 学習成果に関する事項
- (8) その他、委員会が必要と認めた事項

2 前項第7号に掲げる事項は、九州産業大学造形短期大学部F D委員会と合同で行う。

（構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 健康・スポーツ科学センター所長
- (5) 教務部長
- (6) 語学教育研究センター所長
- (7) 基礎教育センター所長
- (8) 教職課程主任
- (9) 副学長が指名する専属教員
- (10) 事務局長
- (11) 外部有識者 若干名

2 前項第11号の委員は、委員会の必要に応じて、学長と協議のうえ副学長が指名する。

3 第1項第9号及び同項第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副学長をもって充て、副委員長は教務部長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、教育企画推進室が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が学部長会議及び研究科長会議の意見を聴取した上で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 九州産業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程は、廃止する。
- 3 九州産業大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程は、廃止する。
- 4 FD委員会学部専門部会運営要領は、廃止する。
- 5 FD委員会大学院専門部会運営要領は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。